

は、厚木基地離着陸航空機の騒音を防止・軽減するため、住宅防音工事助成を行っています。防音工事を希望する方で、まだ申し込みをしていない方は、座間防衛施設事務所ならびに海

国(横浜防衛施設局)では、厚木基地離着陸航空機の騒音を防止・軽減するため、住宅防音工事助成を行っています。防音工事を希望する方で、まだ申し込みをしていない方は、座間防衛施設事務所ならびに海

希望届」に必要事項を記入し、横浜防衛施設局まで郵送してください。

老名市役所企画經營課または柏ヶ谷・上今泉・国分・大谷の各コムセン、国分寺希望届」に必要事項を記入し、横浜防衛施設局まで郵送してください。

昭和61年9月10日までに建てられた住宅で、これまで実施済みの住宅、助成室数、家族数+1室(最高5室まで)から新規工事を実施した室数を減じた室数。

(1) 新規工事
▽対象 住宅防音工事対象区域内(地図①・②部分)

(2) 追加工事
▽対象 新規防音工事を実施済みの住宅、助成室数、家族数+1室(最高5室まで)から新規工事を実施した室数を減じた室数。

(3) 特定工事
▽対象 昭和59年5月31日に告示された区域内(地図③部分)

(4) 建替工事
▽対象 住宅防音工事対象区域内で、過去に防音工事の助成を受け、工事完了後10年以上経過した住宅の建替えを計画または建て替え済みの住宅。ただし、建替え前後の住宅に代替性・継続性があると認めら

(5) 防音区画改善工事
▽対象 住宅防音工事対象区域内で、次の①~③のいずれかに該当する住宅。

①これから防音工事(新規・追加・特定・立替)を

②新規・追加工事が実施済みの住宅で、防音工事完了後10年以上経過し、現況がバリアフリーまたはフレックス対応住宅。

③障害者等(身体障害者、高齢者など、介護等を必要とする場合があります)。

④助成室数5室まで(5人以上世帯は世帯人員+1室)。

※原則として、専用台所、玄関などは助成対象になりませんが、(5)の工事に限り、これらを助成対象とで

れる住宅に限ります。△助成室数、家族数+1室(最高5室まで)。

△助成室数5室まで(5人以上世帯は世帯人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世带は世帯人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世帯は世帯人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世带は世帯人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世帯は世帯人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世帯は世帯人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世带は世帯人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世带は世带人員+1室)。

△助成室数5室まで(5人以上世带は世带人員+1室)。